入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月18日

支出負担行為担当官

中国四国農政局長　坂井　康宏

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　那賀川（一期）農地防災事業　南岸堰補修（第二期）建設工事

⑶　工事場所　徳島県阿南市上大野町久留米田地先

⑷　工事内容　①一般　河川名　一級河川那賀川水系那賀川、流域面積　754㎢、河道整備流量　8,500㎥／sec（那賀川距離表13.0ｋ地点）　②本体補修工　形式　固定堰、堰長　365mうち施工延長249m（測点№５＋17.71～№18＋7.04）、堰体長　17m、エプロン長　上流11m、下流25m　③附帯工　護床工　47m、魚道工　２箇所。

⑸　工期　着手日から700日以内。

⑹　使用する主要な資機材　高強度コンクリート　8,100㎥。

⑺　本工事は、次の内容の対象工事である。

①　入札時に施工方法等の技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、標準Ａ型総合評価落札方式（品質向上重視型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⑤　本工事は、工期の前に、建設資材や労務者の確保等の準備を行う「余裕期間」を見込んだ工事である。

本工事の余裕期間は、契約日から着手期限日の前日（平成30年８月31日）までとしており、着手期限日までに工事に着手するものとする。

⑥　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑦　本工事は、土曜・日曜日に工事現場（現場事務所を含む）を完全閉所して事務処理等を含めて一切の現場作業を行わない「土日完全休工」を促進するモデル工事であり、土日完全休工の実績に応じて工事成績評定において加点評価を行う工事である。

⑧　本工事は、週休２日を実施した場合に設計変更を行う試行対象工事である。

⑨　本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を図るため、受注者の発議により、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、３次元座標値を用いた情報化施工技術を活用する工事の対象工事である。

⑩　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、又は⑴から⑿の全ての条件を満たしている二者若しくは三者にて構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、中国四国農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成29・30年度一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成29・30年度一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　技術提案が適正であること。

⑺　施工実績（同種工事）　単体又は共同企業体（代表者及び構成員を含む。）の施工実績は、平成15年度から平成29年度までの間に元請として完成・引渡しが完了した、「河川締切（仮設も含む）を伴う河川工事」を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

ただし、各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。

なお、共同企業体において配置すべき技術者は、構成員のうちの１社が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

①　平成15年度から平成29年度までの間に元請として完成・引渡しが完了した、「コンクリート工」の施工実績を有すること。

ただし、各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点65点未満のものは実績として認めない。

②　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定められている者をいう。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑤　候補技術者を複数とする場合は、全ての配置予定技術者が上記２の⑻の①から④の条件を満たしていること。

⑥　配置予定監理技術者等の専任期間　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年８月29日付け15中総第542号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。